石岡市立三村小学校いじめ防止基本方針

◇はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネット等による新たないじめ問題が生じ、さらには児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。

このような中、本県ではいじめの根絶を目指す条例を定めて、知事、市町村長および校長がリーダーシップを発揮し、県、市町村、学校および県民が一体となって対策を展開することを決意した。また、市においても「いじめ防止対策推進条例」が定められている。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及びこれらの条例の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (法第2条)

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる *以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

2 いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉鎖性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3 基本理念

(1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識の下、「いじめは、しない、させない、許さない」 等のスローガンを児童会を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童生徒がいじめ を行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、 いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員 が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

Ⅱ いじめの防止等に向けた方針

1 いじめの未然防止に関すること

- (1) 人権感覚や意識の高揚を図るために、教職員の研修の充実を図る。
- (2) 児童生徒の主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」を推進する。
- (3) いじめへの理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けたワークショップ等の開催を推進する。
- (4) いじめの防止に対する家庭の教育力向上を図る。
- (5) インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。
- (6) ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を推進する。
- (7) 課題未然防止教育として、道徳教育の充実及び体験活動等の一層の推進を図り、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- (8) 話合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話合い活動の活性化を図る。
- (9) 日常の教育活動を通じてすべての児童生徒の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を 図る。
- (10) 児童生徒が互いに個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような安心・安全な風土の醸成を図る。

2 いじめの早期発見に関すること

- (1) 年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。
- (2) 通報及び相談等の窓口について明確にする。また、学校及び市教育委員会以外の相談機関などについても児童生徒、保護者、教職員等へ周知を行う。
- (3) 児童生徒の発するいじめのサインに気付き、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、市教育委員会作成の教員向けの「いじめ早期発見チェックリスト(石岡市)」を配布・配信し、教職員における活用の推進を図る。
- (4) インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆる「ネットいじめ」が発見された場合には、関係機関、市教委と連携・協力して適切な対応を行う。

3 いじめ事案への対処に関すること

- (1) いじめが発生した場合、教育委員会から指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣、校内いじめ問題対策会議等への参加、関係機関等との連携など、必要に応じて支援・助言・指導を要請し、いじめ問題の早期解決に向けて取り組む。また、市教委の指導の下当該いじめへの対処について必要な調査を行う。この調査については、必要に応じて「対策委員会」を活用する。
- (2) いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、その子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめを行った子どもの出席停止の措置を行ったと

きは、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、その子どもの立ち直 りを支援する。

(3) いじめの防止等に関する研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

Ⅲ いじめの防止等に向けた取組

1 学校における取組

- (1) 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する ことが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、学校を挙げていじめの防止等の対策に取り 組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送ることが学力向上などの教育目標の実現につながるという理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) 校長は、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめの防止等の対策に取り組み、一層の充実を図る。
- (4)「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (5)「いじめ防止対策委員会」に、生徒指導主事等のいじめの担当者を置き、校長の指示の下、いじめの防止等の対策の連絡、調整にあたる。
- (6) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで「学校いじめ防止基本方針」 について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
- (7)「学校いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを制作し、校内に掲示し、啓発に努める。
- (8) 課題未然防止教育として、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (10) いじめの防止等の校内研修を企画し、実施する。
- (11) 児童生徒自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (12) 児童生徒は、いじめられても抵抗できないことやいじめに遭遇しても制止できない場合が多いことに鑑み、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するために授業改善などを通した取組を推進する。
- (13) いじめ防止等の取組は、人権を守ることであり、教職員による体罰等はそれと矛盾することとらえて、教職員全員が、人権を尊重する社会づくりに向けて児童生徒の指導にあたる。
- (14) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組む。
- (15) 警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図る。
- (16) スクールカウンセラーによる「SOS の出し方に関する教育」の授業を行う。
- (17)「校内オンライン相談窓口」を設置する等、児童生徒が SOS を出しやすい環境づくりを推進する。
- (18) PDCA サイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているか適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (19)「学校いじめ防止基本方針」をホームページなどで公開するとともに、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に内容を説明する。

2 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有する。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

3 関係機関の取組

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

4 地域の取組

- (1) いじめは校外においても起きることがあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

Ⅳ いじめへの対処に関する取組

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えの下、対応の充実を図る。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- (4) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認 をし、その結果を教育委員会に報告する。
- (5) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (6) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- (7) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (8) 校長及び教員は、いじめを行っている児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることができる。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

【いじめ対応の基本的な流れ】

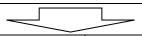
実熊把握

- ・当事者双方、周囲の児童から聴き取りを行い、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- <把握すべき情報>
 - ① 誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
 - ② いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
 - ③ どんな内容で、どんな被害か?【内容】
 - ④ いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
 - ⑤ いつ頃から、どれくらい続いているのか?【期間】



指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- ・教職員の共通理解を図るとともに、対応への役割分担をする。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。



児童への指導・支援

保護者との連携

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せ る指導を十分に行う中で「いじめは決して許され ない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・理解と協力を求め、今後の学校との連携につい て話し合う。



今後の対応

- ・継続的に指導、支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアに努める。
- ・心の教育の充実を図り、支持的風土のある学級経営を行う。

(1) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

児童に対して

- ○事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- ○「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- ○必ず解決できる希望がもてるようにする。
- ○自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

保護者に対して

- ○その日のうちに家庭訪問等を実施し、事実関係を直接伝える。
- ○学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ○保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- ○家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- ○今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

児童に対して

- ○いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ち を引き出す。
- ○相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを 共感させる。
- ○いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ○思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について 考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- ○正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを 伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ○「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重 大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ○児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の児童への対応

- ○当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ○「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で 示す。
- ○はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していること を理解させる。
- ○いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

【重大事態とその対処】

(1) 重大事態の調査

重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により 事実関係を明確にするための調査を行う。被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生 じた」という申し立てがあったときは、重大事態があったものとして報告・調査等に当たる。

- ※ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)
- ※ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

※「生命心身財産重大事態」「不登校重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた児童 及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

※ 重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。 発生報告【法第30条第1項】

↓・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

調査【法第28条第1項】

→ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行うものとする。

情報提供【法第28条第2項】

→ ・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の 事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果報告【基本方針 p 39】 【ガイドライン p 12】

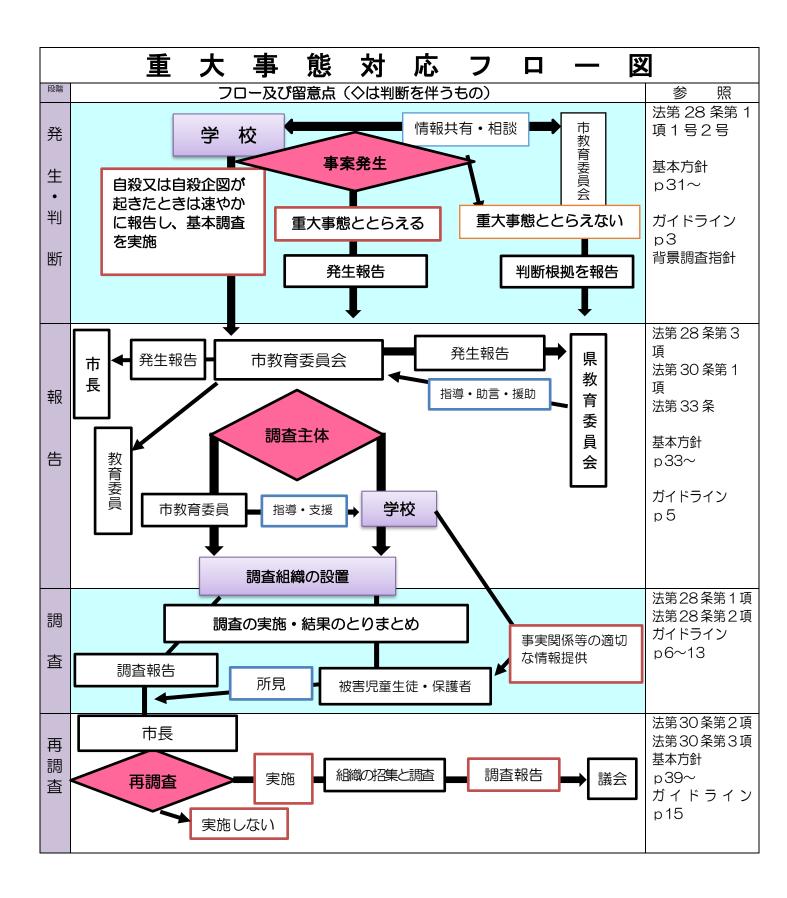
- ↓・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
 - ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調查【法第30条第2項】

→ 報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を 行う等の方法により、調査を行うことができる。

再調查報告【法第30条第3項】

・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。



【チェックシート1】いじめの重大事態への対応について

※ (p) はガイドラインの対応ページ

		ふ (p) 10/0 T フ T フ T フ T フ T フ T フ T フ T フ T フ T			
No.	対応の段階	チェック項目			
(7	【平時の備え】				
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢	□基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする			
	(p2~)	□重大事態の定義と調査の目的を理解している			
		口学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切			
		に行われている			
		口学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能し			
		ている			
	巨大事態発生時及び初期対応】				
2	重大事態を把握する(p3~)	口設置者と学校とが情報を共有する			
	・該当するか否かを判断するのは、学校	口判断主体と判断の基準を明確にする			
	の設置者又は学校である	口被害児童生徒や保護者からの申立てがあった			
	・「疑い」が生じた段階で調査を開始しな	時は、必ず調査をする			
	<u>ければならない</u>	口重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を			
		市町村教育委員会から県教育委員会に報告する			
3	重大事態の発生報告(p5)	口判断後、直ちに報告する			
	・学校は、速やかに設置者を通じて地方	□教育委員会は教育委員に説明する			
	公共団体の長へ報告しなければならな	口報告内容は【参考様式1】を参照			
	U)	(例)・重大事態と認めた事由			
	• 市町村教育委員会は県教育委員会へ	・学校名 ・学年 ・氏名 ・性別			
	報告するものとする	・事案の内容 ・学校の指導経過			
4	調査組織の設置(p6)	口調査主体の決定 (設置者 or 学校)			
	・設置者は調査主体・組織を判断する	口利害関係を有しない第三者の参加を図る			
	・公平性・中立性が確保された組織が、	口学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調			
	客観的な事実認定を行う	査の準備を進める			
		□第三者調査委員会を設けた調査を実施しない			
7=0		場合について理解している			
(5)	間査及び中期対応】				
5	被害者等への調査方針の説明(p7~)	□調査の目的・目標を説明する			
	・「いじめはない」「学校に責任はない」等	口調査組織の構成(公平性)について説明する			
	と断定的に説明してはならない	口調査のスケジュールを示す			
	・対応の不備については速やかに説明と	口調査の定期報告を行うことを説明する			
	謝罪を行う	口調査事項・対象・方法について説明する			
	・被害者の心情を害する言動を慎む	口調査方法については、被害者等から要望を聞			
	・寄り添い、信頼関係を構築する	き取り、調整する			
		口調査結果の提供について予め説明する			
		□外部に説明する際は、内容を事前に伝える			

		口加害者等に対しても説明をする・意見を聞く
		口被害者とその家族のケアに努める
6	調査の実施(p10~)	口文書管理規則等に基づき適切に保存する
	・アンケートの実施について説明する	口公平性・中立性が確保されている
	・可能な限り速やかに実施する	口記録を被害者等に無断で廃棄しない
	• 情報提供した児童生徒を守ることを最	口被害者等に対して説明を拒むようなことがあ
	優先にする	ってはならない
	• 調査の進捗等について被害児童生徒 •	口関係資料の散逸防止に努める
	保護者に経過報告を行う	
7	調査結果の説明・公表(p12~)	□教育委員会会議で議題として取り扱い、総合
	・調査結果及びその後の対応方針につい	教育会議においても議題として取り扱うこと
	て、地方公共団体の長に報告する	を検討する
	・事前に示した方針に沿って被害児童生	□報告する際、被害者等は調査結果に係る所見
	徒・保護者に調査結果を説明する	を添えることができることを伝える
		口調査結果は公表することが望ましい
		口公表しない場合でも、再発防止に向け、他の
		児童生徒又は保護者に対して説明することを
		検討する
8	個人情報の保護(p14)	口個別の情報を開示するか否かは、条例等に照
	・個人情報保護条例・情報公開条例等に	らして適切に判断する
	従い、適切に判断する	口個人情報保護を盾に説明を怠らない
	発防止及び長期対応】	
9	調査結果を踏まえた対応(p14)	ロスクールカウンセラー等の専門家を活用する
	・被害者の継続的なケアを行う	口加害者に対していじめの非に気付かせる
	・再発防止策の検討を行う	口就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する
10	地方公共団体の長等による再調査(p 15)	口地方公共団体の長は、再調査を行う必要があ
	・地方公共団体の長が必要があると認め	るか判断する
	るときは、再調査を行うことができる	・調査時に知り得なかった事実が判明した
	・当初調査の主体において、追加調査や	・十分な調査が尽くされていない
	構成員を変更した上での調査を行うこ	・公平性・中立性について疑義がある
	とも考えられる	□再調査を行った場合には、その結果を議会に
		報告しなければならない

【チェックシート2】自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

段階	場面	対応	備考	
		□事実確認	□記録開始	
	事案発生	口救急等、事故への対応	口「緊急対応の手引き」を必ず参	
初		□対応組織(役割分担)の確認・招集	照のこと	
		□早急に第 1 報を作成・報告	□保護者に報告	
期	発生報告	(いつ、だれが、何をして、どうなった)	(担当 日時)	
		(現時点で確認した内容のみ報告)	□教育委員会に報告	
文寸		(事実と未確認を明確に分ける)	(担当 日時)	
	口教育委員会との連絡		□緊急対策本部の設置	
心	役割分担	□遺族との連絡 □記録担当	口必要な人員の要請	
	(例)	ロケア担当 ロ報道・問い合わせ窓口	OSC O教育委員会職員	
		□学年担当 □情報集約担当		
		□保護者担当		
		□事実の伝達(第一報)	※遺族の意向を最優先に	
	遺族への	□遺族へのコンタクト	※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢	
	関わり	口事実の公表有無と範囲についての意向確認	※公表に係る意向確認をするタ	
		○公表の有無	イミングについて十分留意	
		〇友人 〇在校生 〇PTA役員 〇保護者	(担当)	
		○報道	□葬儀等引率計画	
		口伝え方についての確認	(マナー指導等)	
		口兄弟姉妹のケアについて	口葬儀等のお知らせ	
		□葬儀等の意向確認		
	基本調査	□遺族との関わり・関係機関との協力	□調査主体は学校	
Ξ	(必須)	口指導記録等の確認	口設置者の指導・支援	
	(即日開始)	口全教職員からの聴き取り(3日以内)		
以		口関係の深い子供への聴き取り(制約を伴う)		
内	情報の整	□時系列整理	口いじめが背景に疑われる場合	
	理	□種類別整理	には重大事態の対応となる	
		□設置者への報告		
	遺族への	□基本調査の経過及び整理した情報等の遺族	口断定的な説明はできない	
_	関わり	への説明	□信頼関係を構築する関わり方	
週		口安易に因果関係に言及すべきでない		
間		口詳細調査についての学校及び設置者の考え		
以		を伝えて、遺族の意向を確認		
内		口今後の連絡者、頻度、訪問等についての意向		
		確認		
中		口設置者が判断する	□第三者機関や外部専門家へ意	
	詳 細 調 査 口少なくとも次の場合には移行		見を求める姿勢	
期	への移行	○学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学	□遺族がこれ以上の調査を望ま	
	の判断	業、友人等)が背景に疑われる	ない場合でも、改めて遺族に詳	

対		○遺族の要望がある	細調査を提案することも考え	
		○その他の必要性	られる	
心		口警察発表内容の確認	□取材多数ならば記者会見を	
	情報につ	口公表できる内容の整理	口記者会見等への準備開始	
	いて	口問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化	□想定問答の準備(遺族に確認)	
		口記者会見への判断		
		□説明内容の遺族への確認		
	□PTA役員との協議		□想定問答の準備(遺族に確認)	
	周囲への	口保護者会開催の判断		
	説明	□全校集会開催の判断		
		□学校活動(登校、授業、行事)に係る判断		
長		ロスクールカウンセラーの要請	口卒業式等の節目や命日等への	
期	心のケア	口配慮が必要なケースのリストアップ	対応を視野に入れ、長期的なケ	
的		○遺族 ○児童生徒	アを心がける	
対		〇兄弟姉妹(他校種もあり得る)		
心		ロケアの目標と計画の設定		
及				
び	遺族への	□遺品等の返却についての相談	口信頼関係を構築する関わり方	
詳	関わり	□法要、訪問等の確認		
細		□調査組織の設置	□組織の構成は、弁護士、心理の	
調	詳細調査	□計画と実施	専門家等を加えた調査組織と	
查		①基本調査の確認	なる	
の		②学校以外の関係機関への聴き取り		
実		③状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行		
施		う調査		
		○アンケート調査 ○聴き取り調査		
		④遺族からの聴き取り など		

^{※「}子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を基に作成

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

石岡市教育委員会教育長 殿

石岡市立三村小学校長印

基本調査報告書

- 1 事故の概要
 - ・児童生徒基礎データ(学校名・氏名・学年・学級・性別・年齢等)
 - ・事故の経緯 (発生日時・場所・事故の概要)
- 2 調査内容(発生したその日から開始)
 - ・全職員からの聴き取り結果(児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了)
 - ・遺族面談内容(公表についての意向、学校への要望等)
 - ・関係児童生徒からの聴き取り結果(状況に応じて)
- 3 関係資料の収集
 - ・いじめに関するアンケート、生活に関するアンケート等
 - 児童生徒個票
 - ·指導要録、健康診断表、出席簿等
 - ・学級日誌、作文、掲示物、生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録
 - ・その他学校での生活の様子が分かるもの
- ※得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、設置者に報告
- ※学校及び設置者は、適切に遺族に説明(断定的な説明はできないことに留意)
- ※設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断
- ※いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として扱い、地方公共 団体の長等への報告が必要
- ※ 自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の調査をすることに留意

文書番号

石岡市教育委員会教育長 殿

石岡市立三村小学校長 印

不登校重大事態調查報告書

1 対象児童生徒

(学校名)

(氏名)

(学年・学級・性別・年齢等)

- 2 欠席期間・対象児童生徒の状況
- 3 調査の概要

(調査期間)

(調査組織及び構成員)

(調査方法)

(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)

- 4 調査内容
 - ① 行為Aについて
 - ② 行為Bについて
 - ③ 行為Cについて
 - ※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、 どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに 時系列で記載。
 - ※ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示。
 - ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。
 - ④ その他 (家庭環境等)
 - ⑤ 調査結果のまとめ (いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)
- 5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
- 6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

◇メール・チェーンメール

◇ブログ・プロフィールサイト

名称

- ◇学校非公式サイト (学校裏サイト)
- \Diamond SNS (ソーシャルネットワーキングサービスの略)
- ◇動画共有サイト

◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

具体例

- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象と して悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のために

保護者会等で伝えたいこと

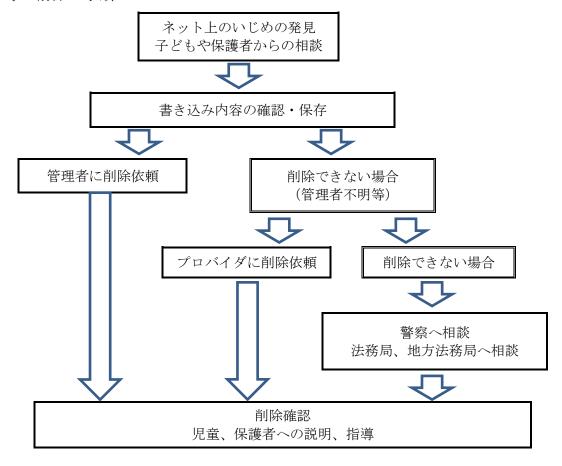
- ○児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリング だけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる 必要性について検討すること
- ○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ○ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを 認識すること
- ○メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

児童への指導のポイント

- ○発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ○匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ○違法情報や有害情報が含まれていること
- ○書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながること
- ○一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、 事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容 がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削 除を最優先に対応することが必要である。



① 管理者への連絡

- ・サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため 示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

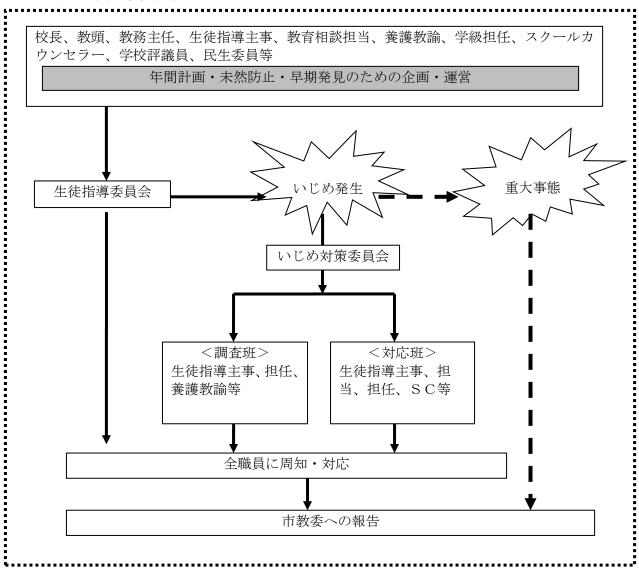
- ・プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を 依頼する。
- ・管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

V いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ防止対策委員会の設置

- (1) いじめ防止対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的に開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、いじめ対策委員会を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ防止対策委員会組織>



2 いじめ防止指導計画

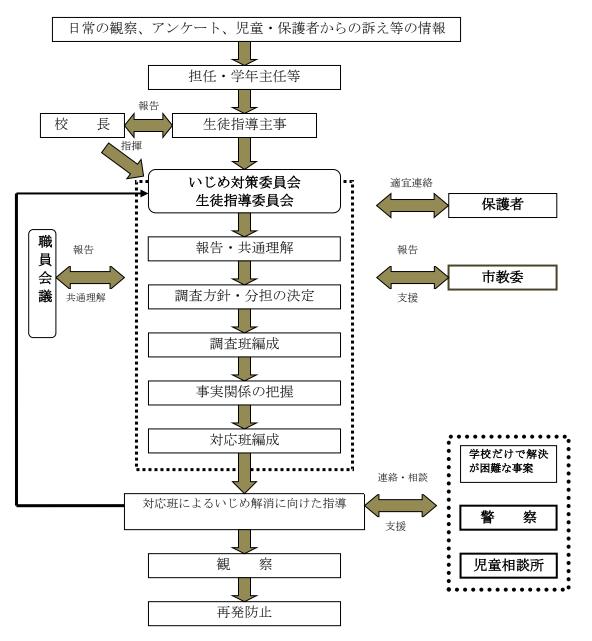
いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画 >

月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	生徒指導委員会、	○職員会議(方針、指導計画、職員への周知) ○PTA総会 ○家庭確認	○いじめ防止対策委員会(方針、指導計画)○子どもを語る会	○いじめ実態把握 調査○SGE(学年)	○チェックシート
5	委員会、				○児童・保護者ア ンケート
6	職員会議	○遠足(1~3年)○芸術鑑賞教室○校外学習(5·6年)			○教育相談
7	•	○遠足 (4~6年) ○個人面談			
8	職員集会(○いじめ防止対策 校内研修		
9	(情報共有)		○いじめ防止対策 委員会(情報共 有)	○SGE(学年)	○児童アンケート ○教育相談
10	、いじ	○運動会			
11	め対策委員会	○あいさつ運動 ○親子ふれあい活動			○チェックシート
12	_				○学校評価アンケ ート
1	(事案発生時)、			○SGE(学年)	○児童アンケート
2	王時)、市	○閉校式	○いじめ防止対策 委員会(次年度の 課題把握)		○教育相談
3	教委報告	○卒業式			

3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



- ※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の 方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。